

身体障害者診断書・意見書（ ぼうこう・直腸機能 障害用）

総括表

氏 名	大正・昭和 平成・令和	年	月	日生（ ）歳	男・女
住 所 川崎市					
①障害名（部位を明記）					
②原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、 自然災害、戦災、疾病、先天性、その他（ ）			
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所					
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日					
⑤総合所見					
【将来再認定 要・不要】（再認定の時期 年後）					
⑥その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 第 15 条指定医師氏名					
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない					
注意 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、右上下肢機能障害、等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、脳卒中等原因となった疾患名を記入してください。 2 等級は、川崎市障害程度審査委員会又は川崎市社会福祉審議会の審査により決定されます。 3 障害区分や等級決定のため、川崎市障害程度審査委員会又は川崎市社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。 4 医師氏名、訂正箇所は自署（フルネーム）又は押印をお願いいたします。					

〔記入上の注意〕

- ・ 「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載してください。
- ・ 1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレを入れ、必要事項を記述してください。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限ります。

☐ 尿路変向（更）のストマ

（１）種類・術式

①種類

☐ 腎瘻	☐ 腎盂瘻
☐ 尿管瘻	☐ ぼうこう瘻
☐ 回腸（結腸）導管	
☐ その他〔 _____ 〕	

②術式：〔 _____ 〕

③手術日：〔 _____ 年 ____ 月 ____ 日〕

④ストマ： ☐ 永久的 ☐ 一時的 ☐ 未定

（注）一時的、未定の場合は障害に該当しません。

（ストマ及びびらんの部位・大きさを図示）

（２）ストマにおける排尿処理の状態

☐ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

☐ 有

（理由）

{

☐ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさについて図示）
☐ ストマの変形
☐ 不適切な増設箇所
☐ その他

{

☐ 無

(1) 原因

- ☐ 神経障害
 - ☐ 先天性：〔 _____ 〕
(例：二分脊椎 等)
 - ☐ 直腸の手術
 - ・術式：〔 _____ 〕
 - ・手術日：〔 _____ 年 ____ 月 ____ 日〕
- ☐ 自然排尿型代用ぼうこう
 - ・術式：〔 _____ 〕
 - ・手術日：〔 _____ 年 ____ 月 ____ 日〕

(2) 排尿機能障害の状態・対応

- ☐ カテーテルの常時留置
- ☐ 自己導尿の常時施行
- ☐ 完全尿失禁
- ☐ その他

2 直腸機能障害

☐ 腸管のストマ

(1) 種類・術式

- (1) 種類
- ☐ 空腸・回腸ストマ
☐ 上行・横行結腸ストマ
☐ 下行・S状結腸ストマ
☐ その他 []
- (2) 術式 []
- (3) 手術日 []年[]月[]日
- (4) ストマ ☐ 永久的 ☐ 一時的 ☐ 未定
- (注) 一時的、未定の場合は障害に該当しません。



(ストマ及びびらんの部位・大きさを図示)

(2) ストマにおける排便処理の状態

- ☐ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

☐ 有

(理由)

- ☐ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
- ☐ ストマの変形
- ☐ 不適切な増設箇所
- ☐ その他

☐ 無

☐ 治療困難な腸瘻

(1) 原因

- (1) 放射線障害
- ☐ 疾患名 []
- (2) その他
- ☐ 疾患名 []

(2) 瘻孔の数 []個



(腸瘻及びびらんの部位・大きさを図示)

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

☐ 大部分

☐ 一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

- ☐ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)

☐ その他

☐ 高度の排便機能障害

(1) 原因

- ☐ 先天性疾患に起因する神経障害

〔 〕

(例：二分脊椎 他)

- ☐ その他

- ☐ 先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日 〔 年 月 日 〕

- ☐ 小腸肛門吻合術

手術日 〔 年 月 日 〕

(2) 排便機能障害の状態・対応

- ☐ 完全便失禁

- ☐ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある

- ☐ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要

- ☐ その他

〔 〕

3 障害程度の等級

(1 級に該当する障害)

- ☐ 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

- ☐ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

- ☐ 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの

- ☐ 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

- ☐ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

(3 級に該当する障害)

- ☐ 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの

- ☐ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

- ☐ 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの

- ☐ 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの

- ☐ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

- ☐ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4 級に該当する障害)

- ☐ 腸管又は尿路変向（更）のストマをもつもの

- ☐ 治癒困難な腸瘻があるもの

- ☐ 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの